

令和元年度（2019年度）  
第1回北海道環境審議会

議 事 録

日 時：令和元年（2019年）5月8日（水）午前10時開会  
場 所：赤れんが庁舎 2階 1号会議室

## 1. 開 会

○事務局（土肥環境政策課長） おはようございます。

定刻となりましたので、ただ今から令和元年度（2019年度）第1回北海道環境審議会を開会いたします。

私は、本日の進行を務めさせていただきます環境生活部環境政策課の土肥でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、委員総数17名のうち、現時点で11名、後ほど中津川委員も来られることになっております。環境審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

## 2. 挨拶

○事務局（土肥環境政策課長） それでは、開会に当たりまして、環境生活部相田環境局長よりご挨拶を申し上げます。

○相田環境局長 おはようございます。

環境局長の相田でございます。

本日は、10日間の長期の連休明け早々のお忙しい中をご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

また、日頃より、道の環境行政の推進にさまざまな形でのお力添えをいただいております。この場をおかりいたしまして、深く感謝を申し上げる次第でございます。

さて、国におきましては、昨年、第5次環境基本計画が策定されまして、その中で、2015年9月に国連サミットで採択されたSDGsやCOP21で採択されましたパリ協定などの国際的な潮流を踏まえまして、持続可能な社会を目指しました地域循環共生圏の創造を提唱するなど、環境・経済・社会の統合的向上を目指すという方向性が示されましたほか、気候変動対策におきましては、温室効果ガスの削減を図る緩和策と被害の回避・軽減を図る適応策を両輪として進めることとし、適応策を推進するための気候変動適応法が昨年12月に施行されたところでございます。

また、マイクロプラスチックによる海洋汚染等の問題をはじめといたしますプラスチックの総合的な資源循環を政策的に推進するため、本年開催されますG20に向けまして、構想の策定が予定されておりますなど、よりよい環境を次世代に引き継ぐべく、新たな課題に対する計画や法律の整備が進められているところでございます。

一方、北海道におきましては、この間、環境基本計画第2次計画に掲げます循環と共生を基調とする、環境負荷の少ない持続可能な北海道を目指しまして、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の三つの社会の実現に向けた取組を進めてきたところでありますが、このような国内外の状況等も踏まえまして、環境政策の一層の推進を図ることを目的として、本日の審議会におきましては、北海道環境基本計画第3次計画、北海道循環型社会形成推進基本計画の第2次計画、それから、仮称ではございますが、北海道気候変動適応計

画の各計画の策定に関しまして、知事より諮問させていただきますほか、各部会でご審議いただいた指定事項の報告などを予定しておりますので、それぞれのお立場からご意見を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

最後になりますが、本年度も、道の環境行政の推進に当たりまして、さまざまな課題に関しご審議をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

〔中津川委員が入室〕

#### ◎資料確認

○事務局（土肥環境政策課長） それでは、お手元にお配りいたしました資料の確認をさせていただきますと思います。

資料は、会議次第、委員名簿、配席図に続きまして、資料ナンバーを右のほうに振っておりますけれども、資料1といたしまして、資料1-1から資料1-4まで枝番がついております。そして、最後に参考資料がついております。それから、資料2といたしまして、資料2-1から資料2-5まで、資料3といたしまして、資料3-1から資料3-4まで、そして、資料4、資料5といたしまして、資料5-1、資料5-2、最後に、資料6となっております。

配付漏れ等がございましたら、事務局にお申しつけください。

よろしいでしょうか。

それでは、これからの議事進行につきましては、中村会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いをいたします。

### 3. 議 事

○中村会長 おはようございます。

連休明けで、多分、仕事がたまっている中を出席していただきまして、ありがとうございます。

盛りだくさんなので、早速ですが、始めさせていただきますと思います。

まず、議事次第を見ていただいて、3の（1）諮問ということで、本日、知事から3件の諮問があると伺っております。

初めに、3件を一括してお受けしたいと思います。よろしくお願います。

○事務局（相田環境局長） それでは、3件、諮問をさせていただきます。

1件目でございます。

北海道環境基本条例第10条第4項の規定に基づきまして、北海道環境基本計画〔第3次計画〕の策定について諮問させていただきます。

よろしくお願いをいたします。

〔諮問書の手交〕

○事務局（相田環境局長） 次に、2件目でございます。

北海道循環型社会形成の推進に関する条例第7条第4項の規定に基づきまして、北海道循環型社会形成推進基本計画（第2次計画）の策定につきまして諮問をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

〔諮問書の手交〕

○事務局（相田環境局長） 続いて、3件目でございます。

仮称でございますが、北海道気候変動適応計画の策定につきまして諮問させていただきます。

よろしく願いいたします。

〔諮問書の手交〕

○事務局（相田環境局長） 以上でございます。

○中村会長 早速ですけれども、今、知事から諮問がありました件について、まず最初の北海道環境基本計画〔第3次計画〕の策定について、事務局から諮問の理由と背景についてご説明をお願いいたします。

○事務局（土肥環境政策課長） それでは、北海道環境基本計画〔第3次計画〕につきまして、諮問の理由等をご説明させていただきます。

資料は、資料1-1からご覧いただきたいと思えます。

一番上に、ただ今手交させていただきました諮問文の写しがついております。

資料1-1でございますが、道では、よりよい環境を未来に引き継ぐ環境重視型社会を形成していくための基本的な計画といたしまして、環境基本条例に基づき、平成10年3月に環境基本計画を策定し、その後、平成20年3月に第2次計画を策定、そして、平成28年3月には第2次計画の見直しを行い、各種の環境保全策を講じてまいりましたが、この計画期間が来年度で終了となることから計画の進捗状況や社会情勢等を踏まえまして、新しい環境基本計画を策定するため、本日、諮問させていただいたところでございます。

2の計画策定の根拠でございますが、基本条例第10条に基づき策定するものでございまして、環境の保全及び創造に関する長期的な目標や施策の基本的な事項について定めるものとされております。

3の策定の時期についてですが、現計画期間を考慮して全面的に見直しを行うことといたしまして、来年度、令和2年度中を目途に策定したいと考えております。

次に、資料1-2をご覧いただきたいと思えます。

計画策定の進め方についてでございますが、基本計画は、環境政策全般に関する基本的施策を示すものでありますことから、本審議会において審議を行うことを基本としつつ、今後の環境政策が社会経済との統合的向上に資することも求められることを踏まえまして、地域の社会・経済における課題解決や振興策などに取り組む専門家などを加えた企画部会を新たに設置し、審議を深めていただきたいと考えております。

2のスケジュールとしまして、あくまでも想定ではございますが、今後、本審議会あるいは企画部会での調査審議を行っていただき、来年8月、2020年8月頃にパブリックコメントの実施を経まして、10月頃を目途に答申をいただいた後、12月までの策定を目指してまいりたいと考えております。

詳細なスケジュール（案）につきましては、3ページに記載しておりますので、ご参照いただければと思います。

続きまして、新しい計画の策定に向けまして、この議論の材料としていただくため、事務局において、環境や社会の現状、課題等を取りまとめたので、ご説明させていただきます。

資料1-3をご覧くださいと思います。

まず、本道を取り巻く環境や社会の状況についてでございますが、1の主な社会情勢といたしまして、我が国におきましては、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎え、特に北海道におきましては、全国を上回るスピードで進むと見込まれておりまして、地域コミュニティの弱体化や担い手不足により、環境保全の取組にも深刻な影響が懸念されているところでございます。

また、二つ目といたしまして、近年、大規模な自然災害が頻発しておりまして、災害への備えということが喫緊の課題となっております。

このほか、第4次産業革命とも呼ばれますAIやIoT等の技術の進展、普及や、環境、社会、企業統治といった要素を重視するESG投資の拡大など、社会の状況は変化してきております。

次に、2の国際的な動向でございますが、持続可能な開発のための2030アジェンダの採択により、世界が目指すゴールといたしまして、SDGsが掲げられたこと、また、パリ協定の採択によりまして、温室効果ガス排出に係るより一層の緩和策とともに、温暖化が進むことを前提とした適応策も必要となってきております。

続きまして、5ページになりますが、3の国の主な環境行政の動向でございます。

近年の動向の主なものといたしまして、まず一つ目として、昨年4月に国の第5次環境基本計画が策定され、温室効果ガスの削減や資源の有効利用、生物多様性保全といった環境問題と、人口の減少等に伴い疲弊する地域経済の課題や、災害等の社会的な課題が相互に関連し、複雑化していることを踏まえまして、環境、経済、社会の統合的向上を目指す方向などが示されております。

次に、二つ目といたしまして、昨年12月に施行されました気候変動適応法では、気候変動の影響による被害を回避、軽減するため、都道府県等の計画策定を初めとする地域での適応の強化などが規定されているところでございます。

続きまして、三つ目のプラスチック資源循環戦略でございますが、マイクロプラスチックを含む海洋ごみに関する国際的な議論や、中国をはじめといたしますアジア各国による輸入規制等を踏まえまして、2030年までのマイルストーンを盛り込むなどして、本年

6月に開催されますG20までに策定が予定されているところがございます。

四つ目といたしまして、一番下になりますが、生物多様性国家戦略につきましては、来年度開催が予定されておりますCOP15で採択予定のポスト2020目標を踏まえ、今後、改定が予定されていると聞いております。

続きまして、6ページになります。

4の道の主な個別計画等の策定状況についてでございます。

この資料の次のページに横表がございますので、そちらをご覧ください。

これは、道の環境政策に係る個別計画等の策定状況という資料ですが、この表は、これまでの基本計画策定時点における各分野の個別条例や計画などの状況を示しているものがございます。

表の左から二つ目の欄は、第1次計画が策定された時点、平成10年の時点を示しております。その隣は、第2次計画の策定時点で、これは平成20年になります。そして、右端の欄が現在の状況でございます。ご覧になっておわかりのとおり、第1次計画策定時点では少なかった個別計画等は、現在では環境施策の軸となっております、上から低炭素社会、循環型社会、生物多様性社会など、それぞれに柱となる条例や計画が策定されてきている状況となっております。

このような状況を踏まえまして、今後、策定する新たな環境基本計画の基本的な方向性について、資料1-4をご覧くださいと思います。

まず、計画の位置づけでございますが、環境基本条例の基本理念にのっとり定めるものがございます、冒頭でも申し上げましたとおり、環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の基本的な事項を定めるものであります。

また、道行政における全般の施策の基本的な方向を示しております北海道総合計画の環境に関する特定分野別計画として位置づけられておりまして、また、昨年度に取りまとめられました北海道SDGs推進ビジョンの取組の一つとしても位置づけられるところがございます。

そのほか、先程出ておりますように、国の第5次環境基本計画との整合を図ることや、SDGs、パリ協定などの世界的な動向を踏まえることも求められております。

更には、先程ご説明いたしましたように、個別分野ごとにある多くの計画等との関係にも留意が必要でございます。

なお、ただ今申し上げましたことを踏まえまして、本計画のイメージを表したものとして、次のページに図が出ておりますので、そちらをご覧くださいと思います。計画の位置づけのイメージという形でお示しております。

戻りまして、8ページの下段になりますけれども、このようなことから、計画の策定の方向としましては、先程のさまざまな位置づけを踏まえまして、環境施策の基本的方向性を示すとともに、環境施策に係る個別計画で示す目標、方向性を包括し、それらの改定時において道しるべとなるなど、方向性を統べるものとしたいと考えております。

なお、資料の10ページ以降には、参考資料といたしまして、基本計画に基づく施策の推進状況について、昨年11月に当審議会でご報告いたしました点検、評価結果の概要を添付しております。

資料の説明は以上でございますが、本日は、これからの進め方や計画の方向性などにつきましてご審議いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○中村会長 今、お話があったとおり、今日は、次期、第3次計画の基本的な考え方について皆さんからご意見を伺いたいということです。

この後の段取りとしては、先程3ページのフローにありましたスケジュールを見ていただくと、今日5月の親会があって、その後、部会が設置されて、部会でもんでいただいて、その後、また親会で審議するという関係になっております。部会は結構頻繁に開かれるようです。

今日は、この全体の方向性の中で、今、事務局から説明があった内容について、まだこういう点が抜けているのではないかと、こういう点を強調したほうがいいのではないかとのご意見をいただければと思います。また、今の内容の質問でも結構です。

いかがでしょうか。

皆さんが考えておられる間にお聞きしますが、企画部会というのはどんなメンバーを考えておられるか、この予定で言うと8月に設置されると思いますが、その辺の内容をもう少し教えていただきたいと思います。

○事務局（土肥環境政策課長） 最終的なメンバーはまだ固まっておりませんが、この親会から2、3名の方に入っていただいた上で、あとは地域の色々な課題に取り組んでいる方や、環境問題に取り組んでいる方を中心に専門委員という形でお選びして、それらを合体して企画部会を立ち上げたいと思っております。

○中村会長 地域で取り組んでおられる方というのは、例えば、NGOみたいなグループの方ですか。

○事務局（土肥環境政策課長） そういう方もいらっしゃると思いますし、今、この審議会には自治体の関係の方が入っておりませんので、自治体で取組をされている方も当然入ってくるとイメージしております。

○中村会長 わかりました。

ここで、20分ぐらい時間をとっておりますので、どうぞご自由にご発言ください。

今日、この後に第2次の進捗状況の報告があるのですね。

○事務局（土肥環境政策課長） 本日は、今年行う点検、評価の進め方の報告でございます。点検、評価の結果の報告は、秋頃、次の次あたりの審議会になると思います。今日、参考資料に付けているのは、去年、点検、評価した結果になります。

○中村会長 要は、第2次の段階でどんなことができ、どんなことがうまくいっていないのかを知ったほうが第3次にどの部分を反映させていくかが流れとしてはわかりやすいか

ったなと感じたのですが、特に何かないですか。

○事務局（土肥環境政策課長） 計画の進捗状況としては、概ねきちんと進んでいると思いますけれども、個々に見ていくと、目標に到達が厳しいのではないかというものは色々あります。それは、毎年度の点検、評価の中でもそういうふうに記載しております。

○中村会長 例えば、どんなものがありますか。

○事務局（土肥環境政策課長） 資料を見ていただくとわかると思いますので、参考資料の3ページをご覧ください。

昨年の点検、評価の結果を記載しておりますけれども、ここに書いてある部分から申し上げますと、例えば、地球環境の保全では、一つ目に書いてありますように、温室効果ガスの排出量については、目標に向けて若干の達成の遅れが見られると記載しております。

それ以外では、順調に推移しているものも当然ございます。

それから、循環型社会の形成でございますと、例えば、一般廃棄物のリサイクル率については、目標の達成に向けて遅れが見られるといった個々の部分で達成が難しいとか遅れているものを記載しておりますが、トータルで見たときの計画の進捗状況としては概ね順調に進んでいると判断しております。

○中村会長 特にご意見がないとこのまま進んでしまうのですが、よろしいでしょうか。

7ページに北海道の環境政策に関する個別計画がありまして、ここで野生動物関係のものが随分入っていて、それが多様性の議論と結びついているのだと思うのですが、昨今、人口減少というものを捉えたときに、北海道は中山間地とは余り言わないかもしれませんが、地方から人がいなくなることによって、野生動物が人間の生息域と非常に近くなってきて、今、色々なところに出没するという現象が起こっていると思います。

札幌市もヒグマの問題を抱えていると思いますし、特に北海道は野生動物と人間とのあつれきをどういう形で解決していくのかということは重要なテーマではないかと思います。

それから、この審議会で白木委員も仰っていた自然再生エネルギーについて、環境政策としても導入するのは大事だと思うのですが、風車の問題も含めて、生物多様性の問題とどういう形で整合性を持ってやっていくのか。多分、部会に行ってしまうと個別検討になってしまって、あたかも両方がうまく調和的にやっている感じになるのですが、実際には、バードストライクの問題も含めて多くの問題を抱えているのは事実だと思います。是非親会でそういった整合性の議論をやっていただけるといいかと感じました。

ほかにいかがでしょうか。

○佐々木委員 7ページの個別計画等々を色々を見せていただいて、第2次計画が平成20年で、今は令和元年です。これは都市計画の分野になってしまうかもしれないのですが、いわゆる空き家問題が取り沙汰されるようになっていきます。

実は、今、日弁連では結構議論されている状況で、環境問題とも関わってくるといいですか、北海道特有の問題としては過疎化と絡んで空き家が景観もそうですが、単純に放置されることによって防災の観点からも問題が生じます。



これに関する定めは、ざっと見た限りではなさそうに見えたのですが、これは分野が違うからなのか、それとも、視点としてもそもそも抜けているのか、そのあたりはどうなのでしょう。

○事務局（土肥環境政策課長） 空き家対策自体は環境生活部ではやっていないので、細かいことはお話しできませんが、道としては空き家対策の取組をしております。それがこの環境政策の中でどういう位置づけになるかというのは、確かに10年前の時にはそういう議論も余りなかったのかもしれませんが、位置づけられていないと思います。

今後、もしそういうご議論があれば、そこら辺をどうしていくかというのは、私どもも考えなければいけないかと思います。

○中村会長 仕切りについては、どの部署がどんなことを議論するのか、我々には計り知れないところもあります。でも、今、佐々木委員が仰ったことはとても重要で、国土審議会でも実際にその議論がされていますし、この前の朝日新聞の一面にその問題が出ていました。やはり、家の問題も倒壊のおそれがあったり、そういう場所がアライグマのすみかになっていたり、色々なケースがあり得ると思います。それだけではなくて、例えば、管理放棄的な森林もしくは農地も、元々持っていた生態系サービスが失われるという議論が出てくると思うのです。

確かに、人がいなくなることによってさまざまな問題が起こるので、その波及的なものを環境に関しては捉えていくのが大事ではないかという感じがします。

○藤井委員 先程会長が仰っていた野生生物と人間、あるいは、再生可能エネルギーとのあつれきは非常に大きな問題で、北海道ではかなり優先順位が高い問題だと思います。

昨年度の親会でも、ここの部会だけではなかなか閉じない問題なので話し合いましょうということで、先程会長からそういうご指摘がございましたが、具体的にそういう機会をこれから設けていくのか。それは誰に対して質問したらいいかわからないのですが、毎回、そういうことをやりましょうと言っていますが、進む機会を見出していないような気がするのです。

○中村会長 要は、どういう形でそれを議論していくかという仕組みですね。もちろん、各部会でやってもいいと思うのですけれども、部会だとどうしても議論すべき内容がある程度限られてきてしまうので、問題提起はできても、その整合性を議論することはなかなか難しい感じがします。

今回、この企画部会というのは、どなたが入るかはわからないのですけれども、親会からそういったことを是非議論しておいて欲しいと言っただけであれば、ひとまず、企画部会の中でそういう問題についても議論していただいて、もう一度、親会にフィードバックされて、どういう形で政策論として二つのグリーンエネルギー的な問題と多様性保全について調和的に政策を出していくかということをご提案していただければと思います。

今の回答でよろしいですか。

○事務局（土肥環境政策課長） 先程ご説明しましたとおり、この件につきましては、実

質、親会の審議と企画部会の審議は並行していく形になります。そういう意味では、この場を使ってそういう議論をしていただく、そしてまた、企画部会ではそういう分野の方々と議論していただく形で進めていければと思っております。

○藤井委員 先程、ここから2、3人ということでしたけれども、各部会の数より少ないですよ。

○事務局（土肥環境政策課長） 今度の企画部会は、余り大人数にはしないイメージで今のところ考えております。ですから、親会から3人ぐらいプラス専門委員という形で、例えば、5名から7名位でイメージしております。

○藤井委員 できれば、親会で取り扱っているテーマを網羅できるような感じにさせていただけるといいと思うのです。

○事務局（相田環境局長） 今のお話ですが、昨年から会長から色々とお話をいただいて、どうも、ここで議論をしようと思うお話が先に部会でやられていて、部会で議論しているからここで報告のあった部分はよしとしてくださいということで、親会というディスカッションしなければならない場でご報告の話が多かったです。

今回の基本計画については、当然、環境基本計画の第3次計画ですから、まず、親会の場で色々議論していただいて、こういうことを考えた方がいいのではないか、ああいうことをやったほうがいいのではないかというような方向性がこの議論の中で示されて、その中で必要性や細かいところまで詰めた話をしませんかという詰めた話について、この場ではなくて、それがもう少しわかっている、観光なら観光をわかっている、エネルギーならエネルギーがわかっている、自然だったら自然がわかっているような人を、ないしは、実際の地方自治体の人の工夫がわかっている人を専門委員として招集させていただいて、その中で個別具体的話でどう動いているのかという意見を踏まえて、また、親会に戻していただいて、それでまた議論をしようではないかという作り込みになっています。

ですから、部会でお話をさせていただいて、こうなりましたからという結果をここで言うよりも、そういうお話があったので、それをネタにもう一回議論していただきたいという作りにさせていただいているつもりです。

それがこの予定されている回数で皆さん満足するような形になるかどうかはさておいて、色々なお話をしていくと、多分、この回数では間に合わなくなると思います。ここは、環境のセクションのお話でありまして、総合政策的なセクション、もしくは、政策的にもっと大きなことをやりますよというセクションよりは、やや絞り込んだ環境に特化したところについてお話をさせていただき審議会でございますので、守備範囲をどうするかも含めて、今後議論していただくのか、もう少し広げたほうがいいのではないか、その辺は他に任せられた方がいいのではないかという議論をいただきながら、詰めていったらいいのではないかというのが今の考え方です。

○中村会長 部会でやれる内容も限界があって、メンバーも限られてくると思いますので、むしろ親会にフィードバックされたときに、こんな形で最終的にどう書き込むかになって

しまうと思います。その点、提案をしていただければいいのではないかと思います。

他はいかがでしょうか。

○中津川委員 環境政策や環境基本計画とは言っているのですが、これからの状況を考えると、環境だけで独立して考えるのは難しいと思います。社会情勢を考えると、人口減少、経済、地域政策と密接にリンクしたような計画を作らなければならないと思います。

この9ページのスキームを見ますと、そういう情報がきちんと集約されるような形になっているのかどうか、もう少し色々な方面から情報を集約する、あるいは、道庁の部局で横断的に情報共有することが必要だと思うのですが、その辺が十分にできるのかどうか、確認したいと思います。

○事務局（土肥環境政策課長） 私どもでは、この計画を策定し、推進していく中で、庁内に各部局で構成する会議を持って、そこで連絡調整をしております。ですから、当然、そういう情報共有は横のつながりを持ちながら、また、新しい計画の策定に向けても、そういう中で連携しながらやっていく形を取りたいと思っております。

○中津川委員 では、企画部会はこの中に作るけれども、道庁の連携体制は情報共有をする場が別途あるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（土肥環境政策課長） そのようにやっていく形になると思います。

○中村会長 他にございませんか。

○小林委員 3ページの今後のスケジュール（案）に関わるのかもしれませんが、今のお話ですと、親会があって、企画部会があって、親会である程度方向性を定めて、そこを企画部会で具体的にもんでもらうという流れになると思います。

ここで、右端の諮問内容、方向性、計画の欄で、必要に応じて関係者へヒアリングも想定とあります。これは、スケジュールで言うと、企画部会が開催される期間中に関係者ヒアリングを想定しているということになるかと思いますが、やはり、親会でも今後の方向性を定める上で、ある程度関係者ヒアリング、あるいは、専門の方のヒアリングが必要ではないかと思います。ここは、企画部会にこだわらず、親会でも必要に応じてヒアリングをさせていただくほうがよろしいのではないかと思います。

○事務局（土肥環境政策課長） この辺の進め方については、まだ具体的に詰めていませんので、今後、審議会とご相談させていただきながら進め方を考えていきたいと思っております。

○中村会長 他にございませんか。

○矢島委員 地球環境ということを考えますと、これは時間との闘いの問題になっていると思います。そういう意味で、危機感を全体でどうやって共有できるのかが今回の一番の課題かと思っております。それは、過去の計画策定時と状況が変わっていると思います。

そのためのスケジュールということと言いますと、例えば、パブリックコメントもありますけれども、道民全体でどうやってその辺の思いを共有していくかということになると、パブリックコメントのようなものにきちんと時間をかけるなり、中身、方法を考えた方がいいと思います。このスケジュール表では、来年8月を予定していますが、東京オリンピ

ックのさなかに1カ月か2カ月でやって果たしていいものかという疑問もあります。

そういうことで、一般論になりますけれども、まだ始まったばかりで、私どもも危機感は足りないのですが、そこを大前提にこれから色々と考えて進めていただきたいというお願いでございます。

○中村会長 ほかにかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 ひょっとすると会議後にご意見が出てくる方もおられると思いますし、今日欠席の委員の方もおられますので、今この場で言えなかったご意見については、事務局に言っていただければ、それを考慮した形でまた別途このスケジュールの中に組み込んでいただけたと思います。そのように対処していただければと思います。

それでは、次に移って、北海道循環型社会形成推進基本計画(第2次)の策定について、事務局から諮問の理由、背景等についてご説明をお願いいたします。

○事務局(関主幹) 循環型社会推進課の関と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料でございます。

先程会長にお渡ししました循環型社会形成推進計画の策定についてという諮問文の写しがございます。その次のページの資料2-1をご覧くださいと思います。

まず、策定の趣旨についてでございますけれども、道では、北海道循環型社会形成の推進に関する条例に基づきまして、平成22年4月に北海道循環型社会形成推進基本計画を策定し、北海道らしい循環型社会の形成に向けた取組の推進に努めてきているところでございます。

計画の中間年度でございます平成26年には、この計画を実効性あるものとして推進するため、この目標の達成状況の検証結果のほか、法制度や社会経済情勢などの変化を踏まえまして、見直しを行ってきたところでございます。

計画期間は、平成22年度から概ね10年間となっておりますことから、本年度、この計画の目標の達成状況や法制度、社会経済情勢などの変化を踏まえまして、次期計画を策定していきたいと考えているところでございます。

以上が策定の趣旨でございます。

次に、この計画の位置づけについてでございます。

次のページ、横長の資料2-2をご覧くださいと思います。

この図は、北海道循環型社会形成推進基本計画、これ以降は循環基本計画と略させていただきますが、この計画に関係する法や条例の体系を示しております。

循環基本計画は、北海道が目指す循環型社会の具体的な指針としまして、図の一番下の真ん中に示しております。この計画は、図の右側の一番上の北海道環境基本条例の左下に示します道の循環型社会形成の制度的枠組みである北海道循環型社会形成推進条例に基づくものでありまして、更に図の右側の真ん中あたりに、北海道環境基本計画における循環

型社会の構築、実現に係る個別計画として位置づけております。

また、循環基本計画の廃棄物処理分野に係る個別計画として位置づけております、表の一番左側の一番下に示しております北海道廃棄物処理計画についても、実は、今年度、現行の計画が終了となりますことから、この循環基本計画の見直しと並行して策定作業を進めることとしております。

なお、この北海道廃棄物処理計画の策定に係る審議につきましては、本審議会の循環型社会推進部会の指定事項となっているところでございます。

次に、計画の概要についてでございます。

次の資料 2 - 3 をご覧いただきます。

現在の計画について、構成や内容について章を立てて示しております。

資料に沿って、要点のみ説明させていただきます。

最初に、第 1 章の計画策定の趣旨等では、策定の趣旨、計画の位置づけ、対象期間を明らかにし、環境に配慮した生活を実践している社会、3 R や適正処理が定着している社会、循環型社会ビジネス市場が拡大している社会の形成を北海道らしい循環型社会の形成として目標に掲げまして、自然との共生や健全な物質循環の確保など、この計画の上位計画でございます北海道環境基本計画において、考慮することとされている五つの将来像を計画策定の視点とするとともに、国の循環型社会形成推進基本計画を踏まえた施策展開を計画策定の視点として取り入れているところでございます。

第 2 章の現状と課題では、北海道を取り巻く社会情勢や環境などの状況、北海道における物質フローの状況を示した上で、施策の基本事項である 3 R の取組、廃棄物の適正処理、バイオマスの利活用及び循環型社会ビジネスについて、現状と課題を明らかにしております。

次の第 3 章の施策の方針と指標では、ただ今申し上げました四つの基本事項に基づき施策を展開することとし、計画の進行管理を行うための指標と目標値を設定しております。

主な指標とその達成状況については、この後、資料 2 - 4 で説明いたします。

第 4 章の各主体に期待される役割では、道民、NPO・NGO、大学等、事業者、道、市町村の各主体に期待される役割を示しており、第 5 章の道が講ずべき施策では、四つの基本事項を総合的、計画的に推進する施策を明らかにしております。

第 6 章の計画の進行管理では、推進体制や進行管理の方法などを明らかにしており、この進捗状況などにつきましては、毎年、道が発行しております北海道環境白書などで公表しているところでございます。

ここまでの現計画の概要でございます。

続きまして、次期計画策定の背景などについてご説明いたします。

資料 2 - 4 から資料 2 - 5 として資料をつけております。こちら、要点のみ、ご説明いたします。

まず、資料 2 - 4 でございます。

計画の達成状況についてでございますが、現時点では、全てのデータがそろっておりませんが、今後、鋭意整理してまいりますので、本日は参考としてご覧いただきたいと思っております。

左側の区分欄に指標となる項目を記載しておりまして、現在の計画の基準年度である平成14年度と、計画最終年度である今年度の目標値、更に、今年度に対する直近のデータを記載しております。

次に、次期計画策定の視点をまとめたものが横長の資料2-5になります。

一番右下の4でございます策定のポイントとしまして、北海道らしい循環型社会の形成に向けた関連する計画等との整合、目標値の再設定、3R推進の一環としてのプラスチック資源循環の推進などを掲げておりますが、これについては、今後、議論していただくことになろうかと思っております。

恐れ入りますが、資料2-1に戻っていただきまして、今後のスケジュールについてでございます。

大まかでございますが、10月頃までに原案を取りまとめていただきまして、その後、パブコメを経て、来年1月にこちらの審議会から答申をいただきまして、来年3月には計画を決定したいと考えております。

資料の説明は以上でございますが、今回の計画策定により、北海道らしい循環型社会の形成を一層推進するために、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○中村会長 今の事務局からの説明に対してのご質問をいただきたいと思っております。

○藤井委員 来月策定予定というプラスチック資源循環戦略は、資料2-2、資料2-3にはどういう風に入れ込んでいく予定でしょうか。これは考えるのですよね。

しかも、今後のスケジュールを見ると、多分、次の親会の前に色々取りまとめて、それを親会で見て承認する流れになるかと思っています。つまり、私達がそれをちゃんと把握する時間があるのかどうかということです。その二つをお伺いしたいのです。

○事務局（関主幹） まず、国の資源循環戦略をどのようにこれに取り込んでいくかというお話でございますが、既に委員もご承知のとおり、現在、3月末に、国の中央審議会から資源循環戦略の答申が出ておりまして、その資料を拝見いたしますと、重点戦略として四つの項目を掲げていたり、一部、数値目標なども示されているようでございます。

今後、それをこの計画にどのように盛り込んでいくかというのは、道内の地域の実情や地域の環境に照らして検討していくことになろうかと思っております。

実は、私がお話しているのかわかりませんが、先程説明いたしませんでしたが、この後、多分、循環型社会推進部会が設置されることになろうかと思っております。まずは、そちらの方でもんでいただく形になりますので、親会に示されるのはもう少し後になるのかなと考えます。

○事務局（相田環境局長） 今お話しいただいたとおりですけれども、委員の質問の中に

もありましたが、部会で話をもんで、その結果が親会で、私達は何を言えばいいのでしょうかというお話だったと思うのです。

先程、この計画の位置づけを説明させていただきましたとおり、環境基本計画の中の個別計画になります。基本計画よりもすごく狭い計画になっておりまして、いかにこの循環型社会の形成を進めていくかという非常にテクニカルな切り口の計画になっております。

一つは、この計画の大きな柱として廃棄物の処理計画があります。これは、法律上作らなければいけない計画でございまして、ごみをいかにして処理するか、それを市町村ないしは産業廃棄物を出すような業者にどうしてやっていくのか、更にテクニカルなお話になるのです。そのテクニカルなお話の積み上げと、循環型社会ですからリサイクルやリユースをどうやって皆さんにやっていただくように仕向けて行かなければならないのかというお話を、これまでもやってきましたし、今後もやっていかなければならないということが第2次計画の策定になります。

そういう意味では、これまでやってきた道のりをちゃぶ台返しするような話ではなく、これまでやってきたマイルストーンを後ろで見ながら、次にどういうふうに進めていくのかをお話をする程度専門家の方々を交えて、道内でできる範囲内の3R、それから、経済的にできるような3R、どういうふうにやっていくのかを広い親会のほうでお話しさせていただくのも結構ですが、できる範囲があるものですから、まず、道ではどの位のキャパシティの循環資源が出てきて、どういうふうに利活用していくのがあるべき姿なのかということ専門的な人々の中でもまかせていただきながら、先に第1次計画があるものだから、それをマイルストーンとしながら第2次計画をつくっていかうというのが今回の個別計画の進め方の趣旨です。

さっきと違うのは、環境基本計画というのは、もっと大きなお話になろうかと思えます。ですから、会長がさっき仰っていたとおり、色々な切り口、視点をこの親会の中で議論しながら、それはどうなのかということは、部会を設置して具体の話を議論していくという話とは毛色がやや違ってくると思っております。よりよい専門的な部分でやるということでの個別計画ということで、さっきとスコープが違う、次元が違うということをご理解いただければと思います。

○藤井委員 それから、第1次計画もそうですけれども、陸だけ見ているとよく忘れがちなマイクロプラスチックで、北海道は漁具の廃棄物が多いと思うのです。それは陸上になかなか乗ってこない話ですし、SDGsの14でも問題としてうたわれているので、北海道は、多分、そういうところも含めて考えていかないといけないと思うのです。そういう理解でよろしいですか。

○事務局（相田環境局長） まさに、プラスチックの資源循環戦略は、国でお考えいただいている部分については、国内、日本国の名前、商標がついているような海洋ごみが流れて海外に漂ってきているのが非常に大きな課題のスタート時点でのお話だったということもあります。北海道としてはどうなのかということもございまして、先程委員からお話が

あったとおり、漁網、漁具のお話もごございます。そのあたりをどうやっていくのか、まさに水産王国北海道としてもやっていかなければならないだろうと思います。今回は、そのあたりも含めての議論をさせていただこうと思っております。

○中村会長 他はいかがでしょう。

○矢島委員 3Rについてですが、今、私どもでは4Rという運動に切り替わっておりまして、リフューズを付け加えています。こういう流れも念頭に、3Rを更に深めていただきたいと思っております。

○中村会長 他にどうでしょうか。

○吉田委員 今、議論されていたマイクロプラスチックの問題ですけれども、私は、道の海岸漂着物のセミナーを担当させていただいて、道内の色々な自治体で、NGOの方が漂着物を調べる事例を拝見しました。

多分、マイクロプラスチックの問題は、どの位が環境中に出ているかという基本データがまだ十分集まっていなくて、私達が使ったストローが環境中に出ているのか、それとも、マイクロプラスチックでも歯磨き粉の中に入っているものの方が影響は大きいのか、実はわからないことが多いと思うのです。

いずれにしても、基本的なデータがないと、なかなか対策が立てられないと思うのです。その漂着物の状況の調査は非常に手間がかかって、積丹町で漁具の海岸の状況を調べるのに、要するに、海の底をさらって、100万円から200万円ぐらいかかるような調査をされているのです。それが全道的に統合的に調査される、例えば、定点観測で毎年ある程度地点を選んでやるという形ではなくて、それぞれの自治体あるいはNGOの方がばらばらに活動されている状況をお聞きしております。

こちらの親会では、個別の話というよりは、重要性を見て、例えば、北海道特有の問題を把握する基本的なデータを測っておられる団体の方たちに、抜けている地域があればそちらに助成して、道でどういう方向でマイクロプラスチックの問題をやるかという基本的なデータを、是非国に率先して積極的に行っていただきたいと思っております。

それは、海岸漂着物の対策推進計画があるので、現状では各自治体で調査されていると思うのです。ですから、もう少し助成して、もっと多くの方がそれに参加しやすい形にしまして、もし重要性が示されれば、道としてこういうものを積極的に行っていただきたいということです。

多分、国が政策を出すと思うのです。その後には後追いでやるよりは、今既にやられている方もたくさんいらっしゃるので、そういう活動をされている方々に対する助成を少し手厚くしていただくことも検討していただければと思います。

○中村会長 今回の件についてはいかがですか。

○事務局（相田環境局長） ご指摘いただきまして、ありがとうございます。

海岸漂着物のお話ですが、対馬とか壱岐の方にハングル文字や中国文字の表記のついてる廃プラスチック容器が、毎年、海流によって大量に流れ着くということが10年ぐら



い前はかなり目立った時期がございました。そのときに、日本海側にどれだけハングル語や中国語で書かれたもの、ないしは、当然、日本語で書かれているものもありますので、どのぐらい流れているかという組成調査みたいなことをやったケースがございました。

今、国内からの流れてきているものもあるけれども、海外から流入してきているものもありますという報告書が出ていまして、その対策については、吉田委員のご指摘のとおり、地元の自治体が海岸清掃ということでお金を出されて処理されているという計画があったのです。ただ、海外から掟破りで流れてきたものが地元の自治体の税金でやるのはいかなものかということで、これは議員立法だったのですけれども、国で法律を作りました。その法律に基づいて、国から補助金が出て、海岸清掃をやる自治体に対する支援のスキームが作られています。

これは、道も窓口を作りまして、国から補助金をいただいて、必要とされる自治体に補助金を執行する体制を整えております。全額ではないのですけれども、ある程度の額を市町村がやられるような場合、NPOがやられるような場合は、市町村で窓口になって交付するスキームが実際にできております。

ただ、実際にできているのですけれども、委員からご指摘をいただいたとおり、どんなものがどのぐらいというよりも、大きなトラック1台分のごみを回収するということで補助金を申請するというケースが多いものですから、プラスチックとしてどのぐらい出てきているのか、木材、流木でどのぐらい出てきているのかという組成調査みたいなことまでは手が回っていないようであります。というのも、台風で流れ着いている木くずが多くございまして、プラスチックがどのぐらい海岸に集まってきているのかまでは手が回っていないところもあり、そういう基礎的なデータを道で収集できていないのです。

そのあたりをどういうふうに課題把握して、道として現状認識しているのかも含めて、今回の議論の中でさせていただこうかなというところもあります。今、吉田委員からお話をいただいたとおり、NGO、NPOないしは市町村と連携を密にして、議論させていただければと考えております。

○中村会長 これから、部会の設置についてお諮りするのですけれども、この部会は常設ではないのですね。仮に、今のような議論を進めていったときに、道がそういったものをモニタリングしなければいけないとなると、どんなシステムで現状を把握するかによると思うのですが、それは部会がなくても続けていくことになるのですか。

○事務局（相田環境局長） お金のかかるシステムなのか、ボランティアの力にお願いするのか、これはまたやり方があろうかと思うのですけれども、効果的、効率的ということを中心にさせていただきますと、まず、NPOないしは市町村がやっている中で、どのぐらいの組成なのかという粗方の調査をお願いしたり、それから、もっと具体的な調査というのは、また、委託をさせていただいたり、市町村がやりたいというところに補助金を回させていただいたりという形になろうかと思えます。

実際は、国も戦略を作るぐらいですから、どのぐらいのプラスチックが、どの海岸ない

しはどの海洋域にという調査研究をされております。そこについて、北海道の沿岸でもやって欲しい、北海道のデータがあるなら頂戴というようなお話はさせていただけるかと思っております。そのあたりは国も動いておりますので、それも含めて横断的に検討させていただこうかと思っております。

○中村会長 ひとまず、基本計画が作成された折には、仮にそういう問題が起こった場合は、この親会で議論させていただくということでもいいですね。

他にいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、今度々お話があったとおり、これについては、部会を設置することになります。北海道環境審議会条例第7条第1項において、必要に応じて部会を置くことができるかとされています。

この運営要綱の第2条第1項では、会長が審議会に諮って設置すると定められているようです。

私としては、本件につきましては、循環型社会推進部会を設置し、付託して調査審議をしていただきたいと思います。

いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、そのように取り扱いと思っております。

次に、部会に所属する委員についてです。

審議会条例施行規則第2条では、部会は、会長が指名する委員及び条例に基づき知事が任命する専門委員をもって組織するということになっています。

本審議会委員から3名を指名させていただきまして、今、お配りしている名簿のとおり、循環型社会推進部会としたいと思っております。

この親会から3名の委員にお願いしております。よろしく願いいたします。

今日欠席されている委員についても、事務局からお伝えいただきたいと思います。

それでは、次の議題に移りたいと思っております。

北海道気候変動適応計画(仮称)の策定について、事務局から諮問の理由、背景について説明をお願いいたします。

○事務局(北村気候変動対策課長) 気候変動対策課の北村でございます。よろしく願いいたします。

まず、配付した資料としまして、諮問文の写しに続きまして、資料3-1から資料3-4まででございます。

本日は、主に資料3-1で説明させていただきたいと思います。

資料3-1をご覧ください。

1番の計画策定の趣旨でございます。

ご承知のとおり、平成28年8月に相次いで上陸、接近した台風や、29年7月の12

日間連続した真夏日、30年7月の梅雨前線の停滞などによる大雨など、近年、本道におきましても多発している異常気象は、地球温暖化による気候変動の影響とも指摘されており、これに対処して被害を回避、軽減するための適応の取組が重要となっているところでございます。

このため、道におきましては、平成30年9月に、今後の本道における適応の取組の方向性を示す北海道における「気候変動の影響への適応方針」を策定しまして、昨年、平成30年度第2回北海道環境審議会で適応方針を報告させていただきまして、現在、これに基づきまして、関連した施策を進めているところでございます。

適応方針の概要につきましては、資料3-2を配付しております。後ほど触れさせていただきます。

平成30年12月に施行されました気候変動適応法の趣旨も踏まえまして、適応の取組を加速するとともに、総合的かつ計画的に施策を推進するため、このたび北海道気候変動適応計画を策定しようとするものでございます。

2番に、これまでの経過として、昨年6月の気候変動適応法の公布から12月の施行までの流れを書いております。

3番の策定の根拠につきましては、資料3-3をご覧ください。

気候変動適応法の概要が記載されております。

法律の概要の3番、「地域での適応の強化」がございまして、法律によりまして、都道府県及び市町村に地域気候適応計画の策定の努力義務という形で示されているところでございます。

資料3-1、3番の「策定の根拠」に戻っていただきたいと思っております。

法律第12条に、地域気候変動適応計画の策定についての努力義務規定、また、下の点線の枠に書いてあります法の施行通知で、積極的に計画を策定することを期待するとされているところでございます。

道としましては、これらの規定などに基づきまして、適応計画を策定しようとするものでございます。

2ページ裏面をご覧ください。

策定の考え方です。

平成30年11月に、国が策定マニュアルを公表しております。道におきましては、これを参考としまして、昨年度、策定した適応方針を基本として、国のマニュアルで示されている構成内容を照らし合わせまして、検討、取りまとめを進めていきたいと考えております。

また、参考として、資料3-4に国の計画を配付しております。

お手数ですがけれども、1枚めくっていただいて、1ページ目をご覧ください。

真ん中の枠の中に、基本戦略が七つ掲載されております。このうちの4番に、地域の実情に応じた気候変動適応を推進するという項目がございまして、策定に当たりましては、こ

ここに記載されているとおり、国の支援などを得ますとともに、国の計画の記載内容等も踏まえまして検討を進めていきたいと考えております。

そして、資料3-1の5番に戻ってください。

計画の骨子（案）です。

左側の欄の項目には、今後、検討を進めていく地域気候変動適応計画に掲載しようとする項目を記載しております。右側には、記載予定の内容を示しております。

内容欄にあります波線のアンダーラインが国で作ったマニュアルには示されているのですが、適応方針には記載されておられません。現状の適応方針については資料3-2がございします。

資料3-2をご覧くださいと思います。

適応方針の概要ということで、策定の背景として、本道の地域特性といった形で押さえて、更に気候の長期変化と将来の見通しを取りまとめております。

2ページに移っていただきまして、気候変動の影響と評価、それらを踏まえまして、適応の取組に関する基本方針を定めているのが現在の適応方針でございします。

これらに足りない事項として、資料3-1の計画の骨子に戻っていただきまして、計画期間あるいは各主体の役割が記載されていないことになっておりますので、そういった部分での記載が必要だと考えているところでございします。

資料の説明については以上でございします。

これから、道の適応の取組を加速いたしまして、総合的かつ計画的に施策を進めていくため、ご審議をよろしくお願いいたします。

○中村会長 確認ですけれども、北海道の適応計画については、環境審議会のマターと考えていいのですか。

○事務局（北村気候変動対策課長） そのように考えております。

○中村会長 内容的には環境審議会以外のもの、例えば、農作物の品種改良、防災的な河川の氾濫も含まれてしまうのですけれども、それについても、ここで議論する形になるのですか。

○事務局（北村気候変動対策課長） 適応方針を策定する際も、庁内の関係部局と連携して作っておりますので、計画の策定に当たりまして、同様な形で進めていきたいと考えております。

○中村会長 ということは、このマターとして考えていいのですね。

○事務局（北村気候変動対策課長） はい。

○中村会長 それでは、今のご説明に対して、ご質問、ご意見をどうぞ。

○中津川委員 こういう形で諮問を受けたのですが、この計画はどのような手順で、いつまでに策定するのかがどこにも書いていません。その辺はいかがでしょうか。

○事務局（北村気候変動対策課長） 日程については、まだ適応自体の取組、あるいは、国の適応計画においても、PDCAサイクルといいますか、検証の方法が明らかになって

いない部分がございます。それらも考えながら進めていかなければならないところで、いつまでということではないのですけれども、なるべく速やかに計画自体は策定して進めていかなければならないと考えております。

ただ、だからといって、いつまでにそれを作るという期限があるわけではございませんので、審議経過や国の検討状況などを踏まえまして計画の策定を進めていきたいと考えております。

○中津川委員 では、答申はいつできるのですか、どういう段階になったら答申できるのですか。そういうことが決まってから答申すればいいという考え方でよろしいのですか。

○事務局（北村気候変動対策課長） 現時点では、いつまでというふうに決めておりません。

ただ、先程も触れましたけれども、喫緊の課題ということ自体は全く変わらないところがございますので、可能な限り速やかに計画の策定をしたいと考えております。

○中村会長 努力目標的になってしまっていますね。でも、北海道としては、基本的に作るということで考えていいですね。

○事務局（北村気候変動対策課長） はい。

○中村会長 他はいかがでしょうか。

○中津川委員 国の状況や外的な要因にも左右されるものがあると思うのですが、それを待っていたらいつまでたってもできないと思うのです。まず、とにかく不完全なものであっても何かつくって、それを状況に応じてどんどん改めていくことはできないのでしょうか。

○事務局（北村気候変動対策課長） まさに、完成形をつくるということではございませんし、適応という考え方はどんどん変化する、気候変動の影響も変化いたしますので、まずは作って、それを随時修正するような形と考えております。

○中村会長 今の中津川委員のご意見は、ある程度のロードマップはつくるべきではないかということだと思います。ロードマップが何もないというのも変な話ですから、これも藤井委員の部会に付託すると思いますので、何らかの形でロードマップを示していただければと思います。

○藤井委員 行政的には、適応の現場に何かがあるとまずいので、慎重にならざるを得ないと思うのです。

私達は、北海道で言うと、具体的に農業の品種をいつまでにとか、防災が一番喫緊だと思うのです。現場の時間スケールがよくわからないので、先程の企画部会みたいな感じで、現場の声を拾っていけるような機会はないのですか。部会でも、現場の声を拾い切れないと思うのですけれども、どうでしょうか。

○事務局（北村気候変動対策課長） 部会で検討する際に、部会長とご相談させていただいて進めていきたいと思っております。

○藤井委員 逆に、親会の委員としては、どれぐらいのタイミングで出てきたら、やった

感がありますか。

○中津川委員 実は、私も道庁のある会議に出たことがあるのですが、今、企画調整ラインでやるとなかなかまとまっていけないのですが、事業ラインに話を落として、例えば、防災の分野では既に適応策としてやっている部分が結構あって、そういう情報を集約している動きが何年か前からあるのです。

ですから、暫定的でもいいので、それをまとめて、それを出すだけでも大分違うのではないかと思うのです。体裁にこだわり過ぎて、完成版をつくるみたいな話ですと、いつまでたってもできないので、そういう取組を集約するだけでも、どんどん情報提供していったらどうかと思うのです。

○事務局（阿部気候変動対策担当局長） 仰るとおりです。例えば、影響予測なども、この1年、半年でできるものではありません。現状としては、まとめられるデータに限られておりますから、我々としては、できるデータで、国でも今後、PDCAをどうするかわかりませんが、委員からご指摘いただいたとおり、できるだけ早期にまとめて、道としての方向性を出すことが大事だと思います。

例えば、非常に役所的かもしれませんが、年度内にというふうに期限を切ると我々も辛いところがあります。そういったタイムスケジュール感、スピード感を持って、できるところから各部から色々な意見を聞きながらまとめて、とりあえず、計画としての方向性は出したいと思っております。

最近、他県においても適応計画、法定計画の策定は進んでおりますので、そういったこともらみながら、事務方としてはスピード感をもって進めたいと思います。

よろしくをお願いします。

○中村会長 他にいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○中村会長 それでは、特に質問がなければ、この件については、既に設置されている地球温暖化対策部会に付託して調査審議をしていただきたいということです。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○中村会長 それでは、よろしくお願いたします。

続きまして、指定事項に係る報告に移ります。

議題（3）、アの平成31年度公共用水域及び地下水の水質測定計画についてです。

本議題は、運営要綱により、水環境部会の決議をもって本審議会の決議とされた指定事項です。

水環境部会は、私が部会長ですから、私から報告したいと思います。

皆さん、資料4を見ながら説明を聞いてください。

まず、表紙をめくって、資料4の1ページ目をご覧ください。

今年1月25日に知事から諮問があつて、同日と2月14日の2回にわたって審議を進

めて答申を行いました。審議に当たっては、公共用水域、地下水とも、国が定めた水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準と、平成16年に当部会が答申した公共用水域及び地下水の水質の常時監視に関する基本的な考え方に基づいて、水質の現況と動向を踏まえて、平成31年度の水質測定項目の作成方針を策定し、その方針に基づいて、具体的な測定地点や項目、頻度等を定めていくという方法で計画を作成しました。

まず、公共用水域の水質測定計画の概要についてですが、①測定水系は、4ページを見ていただくと別表1があります。

河川については、重点河川14水系、一般河川29水系、その他河川23水系、合わせて66水系、湖沼は11水系、海域は21水系、合計98水系について測定を実施すべきとしました。

もう一度、1ページに戻っていただいて、②測定地点については、水域の重要度や発生源及び周辺環境を勘案した結果、平成30年度と同様としました。

続いて、③測定項目は、アの基本項目から2ページのキまでの特定項目は、測定地点ごとに必要な項目を選定しまして、これまでと同様に、生活環境項目、健康項目について重点を置いて実施することにしました。

④測定頻度、⑤測定時期についても、水域の重要度や発生源及び周辺環境等を勘案した結果、平成30年度と同様となっています。

続きまして、3ページの(2)地下水の水質測定計画の概要についてです。

①測定地域は、4ページの別表2をご覧ください。

地下水の調査は、三つに区分して行うことにしまして、一つ目の概況調査は、地下水の全体的な水質を把握するための調査です。二つ目の汚染井戸周辺地区調査は、概況調査で環境基準値を超える汚染が発見された地区において、汚染範囲を確認する重点的な調査をする場所です。三つ目の継続監視調査は、経年的な変化を把握する調査です。

測定地域については、概況調査は水質汚濁法政令市である札幌市、函館市、旭川市は毎年、その他の市町村は7カ年で一巡する年次計画に基づいて、平成31年度は全道で30市町村を選定しました。

汚染井戸周辺地区調査は、札幌市で実施するほか、平成31年度の概況調査で新たな汚染が確認された場合は、その周辺井戸について必要に応じて実施することにしました。

継続監視調査は、これまでの継続監視調査において、数年間、環境基準の超過がなかった井戸は調査を終了することとして調査対象を精査して、50の市と町で実施することにしました。

3ページを見ていただいて、②測定地点と③測定項目については、記載のとおり実施することにしました。③測定項目については、概況調査で環境基準項目の全項目を、汚染井戸周辺調査と継続監視調査では環境基準超過項目等の必要項目を測定することにしました。

また、④測定時期も記載のとおりですが、継続監視調査のうち、年1回調査の測定時期について、過去の調査結果を踏まえ、5月から7月または9月から11月に実施すること

としました。

平成31年度の公共用水域及び地下水の水質測定計画については、これらの審議を行い、水環境部会として測定計画案を作成し、2月14日に知事に答申を行ったところです。

水環境部会からの報告は以上です。

報告事項になっているのですけれども、ご質問、ご意見がありましたらどうぞ。

いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、先に進めさせていただきます。

議題(3)、イの温泉法の規定に基づく許可申請についてです。

この議題も、運営要領によって、温泉部会の決議をもって本審議会の決議とされた指定事項です。

高橋部会長からの報告をお願いいたします。

○高橋委員 私から温泉部会の報告をさせていただきます。

温泉部会における温泉法の規定に基づく許可申請の審議結果についてのご報告になります。

当部会では、北海道環境審議会運営要綱に基づく指定事項として、温泉法第3条第1項、同法第4条第1項、第9条、第11条第1項または第12条第1項の規定による処分、つまり、温泉の掘削、増掘、これは掘り増しです。あるいは、動力装置の許可に係る処分と温泉の採取の制限に関する命令について審議されまして、その結果が北海道に答申されているところであります。

お手元の資料5-1をご覧ください。

平成30年度北海道環境審議会温泉部会開催状況は、この表のとおりになっておりますけれども、平成31年3月5日に平成30年度第4回温泉部会を開催いたしまして、その議案一覧を、次のページの資料5-2に添付しております。

当部会におきまして、知事から諮問いただきました温泉掘削等の許可について審議されたところがございます。

その次のページをめくっていただいて、資料の中で、44番が黒塗りになっていると思いますが、この部分は個人名が記載されていることから、個人情報保護の観点から黒塗りとさせていただきますところでもあります。

審議の結果については、全ての議案で許可相当としております。

なお、平成30年度全体の審議の議案数は47件でありましたけれども、第2回部会において保留となりました二つの議案のうち、その一つを第3回部会において再審議しておりますので、資料5-1の表の右下隅の数字は、47件に1件を加えて48件という数字になっております。

いずれにしても、平成30年度の温泉掘削許可の件数は、過去10年の中で最も多くなっておりまして、近年、道内の温泉開発が活発化していることがうかがえます。



温泉部会における審議の結果の報告は以上です。

何かご質問があれば、お願いします。

○中村会長 いかがでしょうか。

現状は、井戸を掘れば100%温泉が必ず出てくるものなのですか。

○高橋委員 それは、そうとは限りません。

○中村会長 よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、指定事項に係る報告は、この2件で終了とします。

議事の(4)北海道環境基本計〔第2次計画〕に基づく施策の進捗状況の点検、評価結果について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(土肥環境政策課長) 私から、この議案についてご説明させていただきます。

環境基本計画に基づく施策の進捗状況の点検、評価でございまして、この議題につきましては、昨年もこの審議会でご報告、ご審議いただいているところでございます。

資料6になります。

道では、環境基本計画の着実な推進を図るため、毎年度、計画に基づく施策の進捗状況を点検、評価し、その結果を公表するとともに、次年度以降の施策への反映に努めることとしておりまして、今年度も昨年同様に作業を進めていく予定でございます。

進め方でございますが、資料の4ページをご覧いただきたいと思っております。

計画で掲げております地域から取り組む地球環境の保全など五つの分野と、それにぶら下がる32の施策及び重点的に取り組む事項の3項目を対象とし、施策分野ごとに定めております目標の達成状況を示す12の指標、目標の一部の達成状況を示す11の個別指標、目標の達成状況の評価、補足等に使用する46の補足データの三つから成る指標群というものを用いまして、点検、評価を行う考えでございます。

具体的な流れは5ページになりますが、平成30年度に実施しました事業ごとの点検、評価ということで、これは表の上の左側にあるAシートと書いてあるところになります。このAシートを作成していく作業がでございます。

それから、先程申し上げました指標群の状況の把握ということで、これは隣のBシートと書いてあるところでございます。この作業を行う形になります。

これらの作業を行った上で、下になりますが、32の施策ごとに整理を行いまして、更に循環型社会などの三つの社会の構築の観点から意見をまとめていくというのがCシートでございます。

その後、指標の評価なども反映しながら、分野ごと、重点事項ごとの点検、評価というものを行います。これがDシート、Eシートと書いてあるところになります。

こういった作業を進めまして、それらをもとに今後の方向性など、総合的な評価をまとめていくこととしております。

なお、そこの米印に記載しておりますが、昨年度に引き続きまして、各事業に対してS

D G s との関連づけを行うこととしております。

これらをまとめた報告書を作成いたしまして、秋口になりますが、当審議会にご報告させていただき、ご意見を伺った後に環境白書や道のホームページで公表するという段取りで考えております。

道といたしましては、適切に点検、評価を実施いたしまして、本日諮問させていただきました新たな環境基本計画の策定にも反映してまいりたいと考えておりますので、引き続き、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○中村会長 点検、評価の内容そのものではなくて、どんな形で点検、評価をしていくかという方針についてです。

いかがでしょうか。

指標が何かというのは、ここにはまだ書かれていないですね。

○事務局（土肥環境政策課長） 説明を省略してしまいましたが、資料の2ページ、3ページに、分野別の体系を書いておりますし、指標群についてもこちらに書いております。これらが指標群となります。

○中村会長 ここに挙げているような指標で評価するということです。

冒頭で話をしたように、環境基本計画の見直しがありますが、これは独立してやってしまうので、どうしてもその辺の整合性みたいなものがこの中で見えてこないような気がします。前に、白木委員も随分強く言っていましたが、いわゆるトレードオフ的な、こちらを上げてしまうとこちらがマイナスの影響を受けてしまうところも描けるといいなと感じております。

今のところ、私からその指標を上手く提案することはできないのですけれども、その辺も考えておいていただけるとありがたいです。

他はよろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○中村会長 それでは、全体としてはこの方向で進めていただくということで、お願いいたします。

私がいただいている議事については以上ですが、全体を通じて何か言い忘れたこと等がありましたら、皆さんからどうぞ。

○藤井委員 余談みたいな感じで申し訳ないのですけれども、最近のパリ協定、SDG s の動き、今日の資料の4ページにESG投資とありますが、例えば、低炭素社会という言葉がもう古くなってきて、パリ協定以降は脱炭素です。意味合いが違うのですが、これからは、国際的には単に減らすだけではだめだ、ゼロ・エミッションを目指していくこととなります。多分、次の第3次は、低炭素という言葉置きかえないといけません。

それから、国際的に取引をするときに、今、石炭とプラスチックは悪者になっていて、先週、ゴールデンウィーク前に国際会議を札幌でやったのですけれども、もうヨーロッパ

の事務局の人は、お菓子の包装でプラスチックが見えたらだめなので、それを全部剥がして出せと言われて、事務局で全部剥がして出していました。そうしたら、今度は、朝から晩まで置いておくと乾いてしまうので、結局、廃棄物が増えて、何をやっているのかよくわからなくなっていました。

やはり、世の中の情勢が物凄い速さで動いていて、それに追いついていくほうも大変なのです。今までの延長ではなかなか追いつけない部分もあると思いますので、委員もそれを注視していく必要がありますけれども、今までの延長ではなかなか大変になるという認識があります。

○中村会長 全体を通じて、他にいかがでしょうか。

○中津川委員 遡りまして、温泉部会からの報告ですが、資料5-1や資料5-2あたりで、不許可になったものは過去のものを見ても0件です。地下水への影響や、適切に維持できるような観点では、かなりきちんと審査ができていると思うのですが、申請も増えてきて、こんなことを言ったら差し障りがあるかもしれないですけれども、42番、43番、45番について、外資系なのかどうかわからないところや、44番の個人の方の申請が増えてきて、地下水保全あるいは経営がきちんとできるのかどうか、その辺はチェックされていると思うのですけれども、傍から見ていて大丈夫なのかと思うのですが、いかがでしょうか。

○高橋委員 今の委員のご指摘は、ニセコ周辺に密集している案件だと理解しています。

実は、ニセコ周辺は、皆さんもご存じのように、最近、温泉掘削が大変盛んで、開発が非常に進んでいる状況でございます。最近の申請を見ましても、毎年のようにかなり狭いエリアの中で掘削されている状況にありまして、我々としても急速に開発が進んでいるこの地域については、色々と注視しているところであります。

この地域は、まだまだ十分なデータが得られていないのですけれども、道も、当該地域について温泉の水位の観測を開始するなど、色々な取組を開始したと聞いています。

北海道は、温泉資源対策要綱というものを策定しておりまして、従来から科学的なデータに基づいて、温泉資源の枯渇の問題や地下水への影響等々については、対策を講じるようなことをしております。道は、この地域についての観測データの推移に注目しておりますから、そういったこともこの場で議論されることがあるかもしれないと理解しています。

○中津川委員 今の問題点は、やはり問題ありとなったときに、歯止めをかけるようなものがないのです。水資源条例も、情報共有だけで、歯止めをかけることはできないことになっていますので、どうすればいいのかということについて、もう少し議論を深めていただけるとありがたいと思います。

○高橋委員 わかりました。

その辺は、十分伝えて、部会の中でも審議したいと思います。

○中村会長 今、私も考えていたのですが、排水のほうは大丈夫ですか。温泉水を上げた後、川の水質に問題はないのですか。

○高橋委員 一応、排水については、水質汚濁防止法に抵触しないことが大前提です。その辺については、道も分析結果等々から見ているので、問題がある水質群については、当然、排出できないので、場合によっては、例えば、温泉が出たけれども、排出基準でヒ素がめちゃくちゃ多くてどうもだめだ、希釈して投げないと使えないとなると、負担が大きくなるので、それはとても使えないという形で利用を断念するケースも過去にはありました。そういう面でいくと、水質については、法律に基づいて処理されているというのが基本的な考えです。

○中村会長 そういう意味では、我々の水環境部会でこの地域をちゃんとモニターしていかなければならないということだと思いました。

○藤井委員 多分、水質は管理できると思いますが、水温が変わりますね。別府は、今、温泉排出が増えて、生態系が変わって、テラピアが増えています。そういうのはモニターできるのですか。さっきの法律で、水温が変わることで何か生態系が変わるということ防止する手立てはあるのですか。

○高橋委員 基本的には、温泉をそういった形で湖沼や河川に直接放流するケースは余りなくて、温度的に適温で流している例は、多分、北海道には余りないのではないかと考えております。

○藤井委員 北海道にはないのですけれども、湯煙が文化だというところは、河川の温度が平均より10度上がっているケースがありますが、国としては規制がないのです。北海道でそれが起こり得ないならいいのですけれども、それが許容されているのなら、ひょっとしたらやるところがあるかもしれません。水質の観点でそれがあり得ないので、できないということであればいいのですが、水質ぎりぎり引っかからないで温度だけ上がり、物理的な環境が変わることは何か問題にはならないのかという素朴な疑問です。

○高橋委員 温泉部会では、その排水以降までを議論することは基本的にありません。出てきた温泉に対して、排水はどうされていますかと確認することはありますけれども、それ以降については、基本的には温泉法の範疇ではないという理解でいます。

今、委員が仰ることは、逆に、水の環境問題に行ってしまうかもしれないので、そういう分野からご議論があれば、我々としても情報提供や意見交換という形で取り組めるのではないかと考えています。

○中村会長 もしエビデンスとしてはっきりあるならば、それは水環境部会でも話さなければいけない問題だと思います。もしあれば、是非この親会で発言していただいて、示していただいて、また部会で議論させていただければと思います。

○事務局（相田環境局長） 現状でそういう問題が顕在化していることはないですし、唯一、ご記憶にある方もおられるかもしれませんが、オンネトーで、川湯が流れていて、下に熱帯魚が増えて大変なことになって、環境省が何とか根絶したという例があるぐらいです。通常の温泉街でそういうお話は、道には全然入ってきていませんし、顕在化したこともないです。多分、将来的にも顕在化することはないだろうと考えているところであります。

す。

先程会長が仰ったとおり、何かそういうことがあった場合には、必要な議論、審議をこの中でしていただければ幸いと考えております。

現状ではないというところがございます。

○中村会長 他にございませんか。

○佐々木委員 今、藤井委員からご指摘のあった水質汚濁防止法の仕組みに関してざっと見てみたのですけれども、施行令等々も含めて、基本的に化学物質に関する基準はあるのですが、水温に関しての縛りは、少なくとも法律上はないです。その観点で何がしかの対応をすることになると、立法、法制度の整備の対応が必要になるのかなと思います。

ですから、もう少しミクロの話をする、こういう問題が起こっているという問題提起から始めていくことになるので、いずれにしても、環境局長も仰いましたが、将来の取組になってくるかと思えます。

ただ、問題としては多分あるのだと思うのです。ですから、今後の取組になってくると思えます。

先程のお答えの補足になるかどうかわかりませんが、一応、申し上げます。

○中村会長 他にいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、全体を通じてのご議論もいただいたということで、事務局に進行をお返ししてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

#### 4. 閉 会

○事務局(土肥環境政策課長) 中村会長、どうもありがとうございました。

第2回審議会の開催につきましては、改めて日程等をご相談、調整させていただきたいと思えます。

それでは、本日の審議会は、これで閉会いたします。

どうもご苦勞様でした。

以 上